

こちらは、英文記事「[European Union Sanctions in respect of Crimea and Sevastopol - COUNCIL REGULATION \(EU\) No 692/2014 of 23 June 2014 concerning restrictions on the import into the Union of goods originating in Crimea or Sevastopol \("the Regulation"\)](#)」(2014年7月15日付)の和訳です。

## クリミアおよびセヴァストポリに関する欧州連合の制裁—クリミアまたはセヴァストポリを原産とする物品の欧州連合への輸入の制限に関する 2014年6月23日付の理事会規則 (COUNCIL REGULATION (EU) No 692/2014) (「本規則」)

メンバー各位

欧州連合は、ロシアによるクリミアおよびセヴァストポリの編入を受けて、クリミアまたはセヴァストポリを原産とする物品に関する貿易制裁、ならびに当該物品の輸入に関連する融資または金融支援および保険・再保険の提供(直接・間接を問わない)に対する貿易制裁を開始する旨の2014年6月23日付の本規則(Regulation 692/2014)を発行しました。下記の点にご注意ください。

### 禁止事項

- 1) 本規則の第2条は、次の事項が今後禁止されると定めています。
  - ・ クリミアまたはセヴァストポリを原産とする物品を欧州連合へ輸入すること。
  - ・ クリミアまたはセヴァストポリを原産とする物品の輸入に関連して、直接または間接を問わず、融資または金融支援ならびに保険および再保険を提供すること。
- 2) 本規則においては、「クリミアまたはセヴァストポリを原産とする物品」とは、1992年10月12日付の規則(Regulation EEC 2913/92)第23条および第24条に基づき、全部分がクリミアまたはセヴァストポリにおいて得られた物品、またはそれらの地で全部分がかつ最終的に加工された物品をいいます。規則(Regulation 2913/92)第23条は、「1カ国を原産とする物品」とは、当該国において全部分が生産または製造された物品をいい、「1カ国において全部分が生産された物品」とは、次のものをいうと定めています。
  - (a) 当該国で採掘された鉱物性生産品。
  - (b) 当該国で収穫された植物性生産品。
  - (c) 当該国で生まれ成育された、生きている動物。
  - (d) 当該国で成育された、生きている動物から得られた生産品。
  - (e) 当該国で行われた狩猟または漁労により得られた生産品。
  - (f) 当該国にて登記または記録され、当該国の旗を掲げた船舶により、当該国の領海外の海洋から得られた水産物その他の生産品。
  - (g) (f)に定められた生産品で、当該国を原産とするものから工船上で得られたまたは製造された物品。ただし、当該工船が当該国にて登記または記録され、当該国の旗を掲げていることを条件とする。
  - (h) 領海外の海底または海底の底土から得られた生産品。ただし、当該国が、その海底または底土を開発するための排他的権利を有することを条件とする。
  - (i) 製造過程で生じた廃物およびくずならびに中古品であって、当該国で収集され、原材料の回収のみに適しているもの。
  - (j) (a)から(i)に定められた物品のみから製造された物品またはいずれかの製造工程における派生物。

- 3) 規則 (Regulation EEC 2913/92) 第24条は、製造において2カ国以上が関わる物品は、最終的に、その大部分において、経済的に正当化される加工または作業を(その目的のために有する設備で) 経て、それが新たな生産品の製造となるかまたは製造上重要な工程を示す場合には、その国を原産とするものとみなすと定めています。
- 4) 新しい本規則は、一見したところ、クリミアおよびセヴァストポリから欧州連合への貿易活動を包括的に制限しており、適用範囲(以下の7、8および9を参照)に該当するメンバーは、クリミアおよびセヴァストポリからの航行に関する契約を締結する前に、助言を求めるようにしてください。相互のメンバーシップを守るため、国際P&Iグループ加盟の各クラブは、約款および加入条件に定める保険担保の終了または除外に関する条項に引き続き依拠し、制裁された活動に対しては、保険または再保険を提供せず、かつ、結果として制裁上の禁止事項を回避するまたはそのような活動に故意かつ意図的に関与しないよう努めなければなりません。
- 5) 本規則第6条は、次の場合に、契約または取引に関するクレームの支払(保証に基づくクレームや補償を伴うクレームを含む)を禁止しています。当該クレームが、2014年3月17日付の理事会規則(Council Regulation 269/2014)に列挙された指定の個人、法人もしくは団体により求められた場合、指定法人を通じてもしくは代表して活動する個人、法人もしくは団体により求められた場合、欧州連合加盟国の管轄当局が本規則(692/2014)の禁止事項に違反したと判断した個人、法人もしくは団体により求められた場合、またはクリミアもしくはセヴァストポリを原産とする物品の輸入に関連するものである場合。

#### 免除事項

- 6) 本規則第3条は、禁止事項が次の事項には適用されないと定めています。
  - a) 2014年6月15日より前に合意に達した貿易契約またはその履行に必要な付随契約。ただし、当該契約が2014年9月26日までに署名され、当該契約を履行しようとする個人、法人または団体が欧州連合加盟国の管轄当局に対し、関連する活動または取引について少なくともその10日前に通知を発していることを条件とする。
  - b) ウクライナ当局の検査に供したクリミアまたはセヴァストポリを原産とする物品であって、特惠原産地の資格が付与されるための条件の順守が証明され、かつ、EU規則 No. 978/2012 および No. 374/2014 または欧州連合・ウクライナ連合協定(EU-Ukraine Association Agreement)に基づき原産地証明書が発行されているもの。

#### 適用範囲

- 7) 本規則第10条は、その適用範囲を次のように定めています。欧州連合の地域内、欧州連合加盟国の管轄下にある船舶、欧州連合加盟国のすべての国民(居住地を問わない)、または欧州連合加盟国の法律により設立された法人もしくは団体(欧州連合の地域の内外を問わない)。
- 8) また、本規則は法人または団体に対し、欧州連合内で行う事業活動(その一部または全部を問わない)に関して適用されます。
- 9) 適用範囲は広範囲にわたることから、欧州連合の国民、欧州連合内に所在するメンバー、および欧州連合加盟国の国旗を掲げる船舶または欧州連合加盟国によって管理される船舶が、禁止され

た貿易活動を行った場合は違法となります。さらに、保険および再保険の提供の禁止により、欧州連合内に所在するP&Iクラブは、禁止された貿易活動に従事するいかなる国籍の船舶またはメンバーに対しても、P&I保険を提供することができなくなります。禁止された活動および提供された保険が欧州連合内で行う営業の一部または全部を構成する場合、禁止された活動に対する制裁は、欧州連合内に所在しないメンバーおよびクラブにも適用されます。国際P&Iグループに加盟する全クラブの約款において、保険を提供することが制裁を理由に違法となる貿易または活動に関連して、保険担保の除外事項が定められています。

10) 本規則は、2014年6月25日に発効しました。

国際 P&I グループに加盟するすべてのクラブが同様の内容のサーキュラーを発行しています。

敬具  
GARD AS



Rolf Thore Roppestad  
CEO（最高経営責任者）

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、クラブとの紛争が生じた場合、常に原文である英文の解釈に依拠することとなります。ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。